

公 示 送 達 書

下記の者に送達すべき次に掲げる文書を、地方税法第20条の2の規定により
公示送達します。

なお、これらの書類は、本市 財政部納税課 に保管してありますから、受領
権限がある者には、いつでも交付します。

令和8年6月5日

松本市長 臥雲 義尚

記

送 達 を 受 け る 者	文 書			備 考
	年度	種類・名称	文書番号	
氏名(法人名)				
山地 大輔	8	配当計算書	松財納第183号	
山地 大輔	8	充当通知書	松財納第183号	

(注) この書類は、公示した日から起算して7日を経過したときは、送達があった
ものとみなされます。